小郡市コミュニティセンター公衆無線LAN利用規約

（目的）

第１条　この利用規約は、小郡市コミュニティセンター等が提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものである。本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

（コミュニティセンター等）

第２条　この規約の対象となるコミュニティセンター等は別表のとおりとする。

（利用時間）

第３条　本サービスの利用時間は、各施設の開館時間に準じる。ただし、利用時間はイベント等の実施に合わせ、変更する場合がある。

（利用料金）

第４条　本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担しなければならない。

（機器の準備）

第５条　本サービスを利用するための通信機器は、利用者が準備しなければならない。

（接続設定）

第６条　本サービスの利用に際して必要となるセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限その他の接続設定は、利用者が自ら行うものとする。

（禁止事項）

第7条　本サービスを利用しての公序良俗に反する行為や犯罪・迷惑行為を禁止する。

（利用履歴の記録及び利用）

第８条 小郡市は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用履歴を取得することができるものとする。

（1）本サービスの利用状況を調査する場合

（2）本サービス内容の見直し、改善等を図るために、統計データとして利用する場合

（3）その他小郡市が本サービスの管理上、特に必要があると認める場合

2　小郡市は、取得した情報を、本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請への対応等に利用できるものとする。

（利用の中止）

第９条　利用者が本規約に違反した場合又は施設管理上、施設管理者が必要と認める措置に従わない場合は、利用を中止させることができるものとする。

（本規約の変更）

第１０条　本サービスに関して、利用者に予告することなく、利用方法の変更、中止又は廃止をすることができるものとする。

（免責）

第１１条　本サービスの利用又は本サービスの利用中止及び中断によって生じたあらゆる損害について、小郡市は一切責任を負わないものとする。

２　利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、小郡市は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第１２条　この規約に定めるもののほか、サービスの利用について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 住所 | 利用可能場所 |
| 味坂校区コミュニティセンター | 小郡市下西鰺坂２５３番地１ | 全館 |
| 御原校区コミュニティセンター | 小郡市稲吉４３７番地１１ |
| 立石校区コミュニティセンター | 小郡市干潟２０５６番地１ |
| 三国校区コミュニティセンター | 小郡市三沢４１９６番地１ |
| 小郡校区コミュニティセンター | 小郡市寺福童８５９番地５１ |
| 東野校区コミュニティセンター | 小郡市三沢８３番地１ |
| 大原校区コミュニティセンター | 小郡市大保１４６５番地１ |
| のぞみが丘小学校特別教室等 | 小郡市希みが丘５丁目２番地１７ | 会議室１～５ |